# 学 則

## 1 研修の目的

重度訪問介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得する。

また、重度訪問介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障がい者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得する。

## 2 研修の名称

重度訪問介護従業者養成研修(基礎課程・追加課程)

## 3 研修の要旨

研修課程	事業所の	研修	就業	研修	定員	受講料	受講対象者
	所在地	形態	年限	期間			
重度訪問介護従			原則	1ヶ月	20名	5,000	・一般の方
業者養成研修	札幌市	昼間	1ヶ月			円	・本法人及びグル
(基礎課程)			<b>※</b> 1 · 2			<b>※</b> 3	ープ法人職員
重度訪問介護従			原則	1ヶ月	20名	5,000	・一般の方
業者養成研修	札幌市	昼間	1ヶ月			円	・本法人及びグル
(追加課程)			<b>※</b> 1 · 2			<b>※</b> 3	ープ法人職員

- ※1 やむを得ない理由がある場合は就業年限を2ヶ月とする。
- ※2 重度訪問介護従業者養成研修の基礎課程・追加課程を同時並行的に実施する場合は原則2ヶ月以内(やむを得ない理由がある場合は4ヶ月)とする。
- ※3 当法人の目的に賛同し、障害者の地域生活を支えるための活動に参加する意思のある者については、法人内で協議した上で受講料を免除する場合がある。

### 4. 受講手続き

### (1) 募集時期

研修開始日の2ヶ月前から募集し、定員になり次第締め切る。

(2)受講料納入方法

当事業所窓口での現金払い又は指定口座への振込

(3) 受講料返還方法

以下の場合所定の方法により受講料を返還する。ただし事前の連絡がなかった場合や、学則第 9条の規程に抵触した場合は返還しないこととする。

- ア. 当法人の都合により研修を開講できなかった場合:全額を指定口座に入金する。
- イ. 受講料入金後にやむを得ない理由により受講をキャンセルした場合:振込手数料を差し引いた金額を指定口座に入金する。
- 5. 研修時間数 別紙1参照
- 6. 研修の免除 別紙2参照

### 7. 主要テキスト 別紙3参照

## 8. 修了認定

### (1) 出欠の確認方法

研修開始前に対面により出欠を確認する。またその際、免許証や保険証等の身分証明書の提示により本人確認を行う。やむを得ず欠席する場合は必ず研修開始前に電話等により届け出る事とする。 なお、30分以上遅刻した場合は欠席とする。

やむを得ず欠席をしてしまった場合は、次回開講講習で補講可能とする。

(2) 成績の認定方法

規定のチェックシートを用いて指導担当者が評価を行う。

(3)修了の認定法

以下の各要件を全て満たした者を研修修了者として認める。

- ア. カリキュラムを全て履修し、前項の成績の認定により修了評価基準を満たした者
- イ. 規定の受講料を納入した者または協議により受講料の免除が確定した者
- (4) 修了証明書 別紙4.5参照
- (5) 証明書の再発行

紛失や氏名の変更等の理由により証明書の再発行が必要になった場合は、本事業所に届出をし、 免許証や保険証等の身分証明書で本人確認を行った後、再発行する。その際、再発行事務手数料 5 00円を支払うものとする。また、郵送を希望する場合は別途簡易書留料金を支払うものとする。

### 9. 退学規定

遅刻を繰り返す者、学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者、他の受講者の学習を 著しく妨げる者に対し、受講を取り消すことが出来る。

### 10. その他

この学則は令和2年2月1日から施行する。